

関西 労災 職業病

関西労働者安全センター

〒540 大阪市中央区森ノ宮中央1丁目10番16号601号室
TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528
郵便振替口座 大阪 6-315742
大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284

1995.5.10発行(通巻第239号) 200円



目次

● 関西労働者安全センター第15回総会開催……………1

● 外国人問題全国交流会……………5

● 産衛学会が過労死予防対策で提言……………9

● 前線から(ニュース)……………11

表紙/神戸港コンテナ埠頭安全ハットロール(全港湾関西地本)
4月の新聞記事から/18

第15回総会で95年度方針決定

自主対応型安全衛生運動の推進へ

関西労働者安全センター第十五回総会を、五月二〇日に大阪府立労働センターで開催し、一九九五年度の方針を決定した。

九五年度方針では、自主対応型安全衛生運動の推進、労災補償制度の抜本的な改正提言作成などを掲げ、零細事業場労働者、不安定雇用労働者の権利擁護に努める活動に引き続き努力することを決めた。

以下、決定された方針と新役員を掲載する。

一九九五年度方針

一 取り巻く情勢とわれわれの課題

近年の労働者のいのちと健康のおかれていく状況の中で深刻な要素は、まず、労働時間短縮が労働基準法制の施策として取り入れられてきたとはいえ、週六〇時間以上の超長時間労働に従事する労働者がかなりの数にのぼり、さらにそうした超長時間労働者の労働によって現代の社会生活の相当な部分が支えられているこ

統計には現れない不安定雇用労働者の被災率がこの数字と重なっているのは容易に想像される。

表面的には、「快適」で「便利」な消費生活を底流で支えているのが、命と健康の問題を二の次三の次におかれたこうした労働者の労働であり、こうした状況に正面から立ち向かうことなくしては、労働者の命と健康の問題に取り組んでいるとは到底言えない。

関西労働者安全センターは、そうした問題意識のもと、様々な手段と回路と持てる力の範囲で、不十分とはいえ各課題に取り組んできた。

また、労働組合の日常の安全衛生活動の質的、量的な前進が、社会全体の労働者とその家族の生活全体に及ぼす影響が大ききことは論をまたない。その意味で、安全衛生活動における自主対応Ⅱ参加型の取り組みなどを含めた活性化について、さらに、模索し、研究し、実践していく

ことが求められているといえる。労働省の労働安全衛生施策としての「快適職場形成促進事業」や「地域産業保健センター構想」にしても、この流れをどう労働者、労働組合側が活用するのが今本場に重要である。

さらに昨年、腰痛予防指針が労働省から新たに出されたように、より積極的に予防対策を進める流れは今後も続くと考えられる。注意しなければならぬのは、こうした施策が本当に意味のあるものになっているのかどうかの検証と、どう利用するかということとともに、被災労働者対策に問題はないのかという点である。すなわち腰痛についていえば、労災認定、職場（社会）復帰の促進といった面に、依然として大いな問題があると言わざるを得ない。

現在の労災補償制度が、まだまだ根本的な問題を抱えていることは、過労死の労災認定の例をみるまでも

なく明らかである。救済、補償、職場復帰促進の観点から抜本的な、労災補償法制と労働行政の改善が行われなければならない。

科学、法律などの専門家と労働組合、そして、市民運動を担う人たちとの共同運動体として安全センターの課題は、多岐にわたっている。一つ一つの課題を着実に前進させていかなければ、このことを通して、新会員の拡大に取り組んでいかなければならない。

政策的課題の実現や国際交流など、全国安全センターを基点とする各地域安全センターや労働組合のナショナルセンター、市民団体間のネットワークの活性化がますます重要性を帯びてきている。自前の活動力を高めながら、大阪などにおける各団体医療機関との連携をさらに強めながら、安全センター運動の強化、発展を図っていきたい。

二 自主対応型Ⅱ参加型の安全衛生活動の推進

- (1) 自主対応Ⅱ参加型の安全衛生講座の開催し、あるいは開催を呼びかけてその普及に努力する。
- (2) 安全パトロールへの参加、チェックリストの作成提供などを通じて、職場安全衛生活動を支援する。
- (3) 環境監視研究所などの協力などによって作業環境改善を支援する。
- (4) 安全衛生活動家の養成講座を開催する。

三 被災労働者の権利擁護・拡大、労災補償法制の抜本的改善

- (1) アフターケア制度や障害認定制度の改善、労災認定基準の大幅見直し、労災補償手続きの民主化などを含んだ、労災補償制度の抜本的改革に関し政策提言を行い、その実現を図る。

- (2) 労災補償にとどまらない上積み

補償制度の拡大を図り、同時に使用者責任追及の闘いを支援する。

- (3) 「長期」療養労災被災者に一方的な補償打ち切りに反対するとともに、被災労働者の立場に立って職場復帰を支援し、労働行政や使用者側に有効な職場復帰対策の実現を迫る。

- (4) 大阪トンネルじん肺訴訟を支援し、消滅時効問題の突破を含み、企業責任の完全な履行を求め、勝利的解決を目指す。

- (5) 針灸訴訟の勝利を受けて、新たに針灸治療費請求を起こすとともに全国の仲間とともに通達撤廃をかちとる。

- (6) 指曲がり症など労災認定闘争に積極的に協力し、認定を勝ち取るべく最大限の努力を行う。

- (7) 関係団体、労働組合と協力して外国人労働者の権利の擁護拡大に努力するとともに、医療相談活動の発展への協力などを通じて、対

行政要求を含め実のある医療保障の実現に向け努力する。

- (8) 阪神淡路大震災における被災労働者の支援を、地域ユニオンなどと協力して積極的に行う。
- (9) 課題に応じて関係団体と連携して対行政交渉を進める。

四 労働者の立場に立った労災医療、健康管理、健康増進、快適職場の推進

- (1) 松浦診療所、菜の花診療所などの労任医連参加医療機関、環境監視研究所と連携し、職場の健康管理対策、環境管理対策を支援する。
- (2) 田島診療所の設立、運営に積極的に協力する。
- (3) 課題別パンフレット作成や安全衛生情報の提供に努める。
- (4) 建設、土木労働者のじん肺、振動病など職業病の掘り起こしに努め、出稼ぎ労働者の健康問題に取り組む。

- (5) 労働組合と協力し、職種に応じた職場改善事例集を作成する。

- (6) 腰痛対策としての環境改善が困難な職場に腰痛予防ベルトを紹介し、普及を図る。

- (7) 福祉労働者の安全衛生対策を進める。

五 全国労働安全衛生センター連絡会議の強化、発展

- (1) 労災補償法制改善、アスベスト対策、じん肺対策、外国人労働者問題などに関して運動の結集軸としての役割を重視し、全国センターの基軸とした政策提言、実現に向け努力する。
- (2) 地域安全センターのない県での取り組みを支援し、地域センター設立や全国安全センターへの結集を図る。
- (3) 地域ブロックでの地域安全センターの交流をより密に行う。
- (4) 全国安全センター会員の拡大に

努力する。

六 専門的課題への対応力の強化

- (1) 専門的課題についての小研究会をつくり、セミナーなどを通じて問題提起を行う。
- (2) 自治体労働安全衛生研究会に引き続き参加、協力する。
- (3) 労災、労働基準など法律問題について、大阪労働者弁護団との協力を密にし、共同の取り組みを進める。
- (4) 原発被曝問題について、原発被

曝被害ホットラインを開設するなどして、原発被曝被害の掘り起こしと救済に努める。

七 教宣活動の推進

- (1) 地域単位、職場単位の学習会開催を推進する。
- (2) 問題別教宣用パンフレットを計画立案し、年間数冊発行する。
- (3) 機関誌「関西労災職業病」の内容

会員、購読者の拡大用のリーフレットを作成し、団体、個人へ参加を呼びかける。百部増を目標とする。

九 国際交流など

- (1) 諸外国、特にアジア地域の労働安全衛生センターとの連携を強化する。
- (2) 英語版など外国語版の機関誌、パンフレットの発行を行い、大阪から情報発信するとともに、在日滞日外国人労働者への情報提供を進める。

八 組織拡大、強化

関西労働者安全センター運営協議会一九九五年度役員

◆議長 岡田義雄（大阪労働者弁護団代表幹事）◆副議長 福田勉（金属機械港合同）市川正夫（全港湾関西地本）松田正治（森林労連全林野大阪地本）東野和久（全通西大阪支部）◆委員 伊東儀澄（大阪市職労港湾局支部）西岡義明（金属機械マコトロイ工業支部）小田幸児（大阪労働者弁護団）井上光弘（大阪市従港湾支部）市橋利晃（金属機械港合同）竹田保（大阪地域合同労組）原田憲治（全港湾建設支部）松久寛（京大安全センター）京大工学部助教 村上茂（摂津市職）吉益茂行（金属機械ニッコー金属工業支部）田中重幸（大阪府被災労働者同盟）金築清（東地域合同労働組合）小川亮（東南地域合同労働組合）◆事務局長 西野方庸（常任）

◆事務局次長 林繁行（全港湾大阪支部）大成功一（労災職業病研究会）小林薫（全石油ゼネラル石油労組堺支部）小薄浩樹（大阪労金労組）山中真清（金属機械オーシマ支部）青木英仁（医療法人南労会）中地重晴（金属機械港合同南労会支部）片岡明彦（常任・会計兼任）◆事務局員 田島陽子（常任）岩田賢司（菜の花診療所）安藤慎吾◆会計監査 堤悦子（大阪労金労組）西村均（全港湾大阪港支部）◆顧問 山本剛夫（京都大学名誉教授）和田貞夫（衆議院議員）上田卓三（前衆議院議員）細谷昭雄（参議院議員・全国出稼組合連合会会長）牧内正哉（社会党大阪府本部書記長）山本敬一（全港湾関西地本顧問）

外国人労働者問題全国交流集会

全国規模のネットネットワーク創出に向けて



外国人労働者問題全国交流集会
が、四月二九、三〇日大阪で開催された。以前より「他民族共生社会を目指す」をテーマに行われてきた東日本外国人労働者問題フォーラムをうけて、今年初の全国フォーラムとして行いう予定であったが、一月に兵庫県南部地震という大災害にみまわれたため緊急なテーマとして「災害時における外国人の人権」をとりあげ全国交流集会として開催された。

五〇〇〇人以上の死者を出した大規模な震災によって、日本人と同じく外国人にも深刻な被害がもたらされた。外国人の死者は兵庫県警によると一六六人、兵庫県国際交流課によると二五七人と発表されている。震災時において外国人についての問

題点がすべて凝縮した形で現れ、外国人支援に取り組む側の日常の活動が改めて問われている。一日目「災害時における外国人の人権」をテーマにおこなった全体集会では、こういった状況が明らかにされた。

まず、震災直後より現地で外国人の救済活動に当たったシスターマリア、長田区鷹取教会の神田神父、他言語での電話窓口を開いて活動してきた外国人地震情報センターの田村氏の報告の後、救援や支援をおこなっている、地元NGO連絡会議の外国人救援ネット、ゼネラルユニオン、神戸シューズ復興協議会、朝鮮総連兵庫県本部、RINKの五団体よりそれぞれ活動報告、問題提議がおこなわれパネルディスカッションをおこなった。

地震によって現れてきた問題は医療、金銭的補償、住居、労働など多岐にわたる。現状では、短期滞在や超過滞在などの外国人は健康保険制度からはずれ医療費対策のためには災害救助法も適用されない。金銭的補償も滞在資格の不安定さ、住民として認められるか否かという問題で多くの外国人がはずれてしまう。労働問題のみが在留資格に関係なく権利が認められる分野ではあるが、日本人を含めて一度に多くの問題が起こったので被災労働者の救援をおこなっているユニオンは忙殺されている。また、同時に復興、再建も考えていかなければならない。長田区のケミカルシューズ産業には多くの在日滞日外国人が携わっており、このケミカルシューズ産業の復興、民族学校の再建、町づくりは重要な課題である。未だに生活再建のメドがなく公園でテント生活を送るベトナム人の姿に在日の歴史が重ね合わせに見えるという。

国際法の視点から今の外国人被災者の人権状況が国際人権A・B規約や子供の権利条約に違反しているとの指摘もあった。こういったことをふまえ、今後、全国の支援団体、個人が震災における様々な課題の解決に向けて、国や自治体に対する提言活動などを共に協力し合うこと、そして在日、滞日外国人労働者との連帯強化に向けたより広い全国的なネットワーク創出が必要であること

が提言された。

二日目は、外国人被災者支援活動の今後、医療問題、在日と滞日の関係、入管での暴行、外国人の子供の権利、売春防止法と女性の問題などのテーマで分科会が開かれた。

二日間で四〇〇人以上の参加者があり、関心の深さが伺われた集会であった。集会を機に山積みの課題に対して全国的な支援、協力を期待したい。

四月二〇日 外国人医療分科会

■震災被災外国人の支援から

地元NGO救援連絡会議の外国人救援ネットの飛田さんが、保険に入らずに震災での医療費が支払えない事例を五例紹介、災害救助法の適用を求めた兵庫県や厚生省との交渉などを報告。また、長田区の病院にかつぎ込まれた後、大阪府下の病院に

転送された韓国人男性を支援した李さんは、兵庫の外国人医療制度など何も適用されなかったことや病院側と協力して援助できなかったこと等を話した。HSFの田村さんは、地震後の定住ベトナム人の保健指導の経験を話された。長い避難生活で、日本人、ベトナム人も疲れが見え、住環境など医療以外のボラン

ティアとの協力や、日本人とベトナム人との調整役の必要性、どこまで支援すればよいか難しいと語った。

■裁判闘争の経過報告

くも膜下出血で入院した留学生ゴドウィンへの生活保護の適用をめぐる裁判の経過を、これも神戸の飛田さんが報告。判決は六月一九日。外国人の国保加入を求める裁判を福祉事務所ケースワーカーの大川さん、大貫弁護士が報告。こちらも五月に結審と大詰めを迎えている。ともに外国人が医療制度から排除されている現状を問う裁判で、その判決が注目されている。

同時に、自治体の通報や外国人登録での超過滞在発覚の危険は残るが、法律通りの対応を求めれば、関東では少なくない自治体で国保加入が可能との報告は参加者の注目を集めた。

■外国人医療相談活動の可能性は？

カトリック大阪教区国際協力委員会の松浦さんが、RINKや菜の花診療所と連携、医療相談を開始した経緯を報告。また、みなとまち健康互助会の早川さんは、互助会の活動報告に加え、外国人医療に関する厚生省の懇談会の議論に触れ、医療費対策でしかない現状を突破しないとダメと指摘し、人権や患者の権利をどう実現するか、もう一度議論したいと話した。SHAREからは外国人のコミュニティへの出張医療相談の報告を行った。外国人を中心とする健康問題への関わりをサポートしたい、教会にも来られず夜の仕事をされる方に重傷者が多く、コミュニティに入り、苦しい人達との接点を作らなければ、と語ったのが印象的だった。北信外国人医療ネットワークからは、医療機関を借りての年一回の無料健診などの活動を報告、また、五月に外国人医療相談を実施す



る京滋（京都・滋賀）ネットワークからも発言があり、こうした形態での活動の広がりを感じた。

■今後の支援のあり方を探る

制度上の前進に向け、医療機関を巻き込んで（赤字を負わせて？）抜本的な対策を国や自治体に迫ること

など、日頃の活動に基づく多様な提案もなされた。分科会でも議論となった厚生省の懇談会がこの五月に報告をまとめ、その中で常時雇用される外国人は健康保険の適用が適用としてい。分科会でも、本来は会社と交渉すべきとの意見があり、外国人の医療保障上、会社との個別の交渉も一つのポイントとなるだろ

う。外国人の自立的な活動を支援するというあり方の重要性が多く、大阪でRINKを中心に行ってきた医療相談活動、外国人の医療保障を求める活動にとっても参考となる密度の高いまりとなった。

不法滞在外国人への健保 適用認める報告書

厚生省懇談会

日本で暮らす外国人への医療のあり方を検討していた厚生省の「外国人に係る医療に関する懇談会」（座長・加藤一郎成城学園名譽学部長）は二十六日、「不法滞在を容認するような形で新たな制度的対応をすべきではない」としながらも、「常時雇用されている外国人については、事業主の届け出があれば、健康

保険の適用を行るのが適当とする報告書をまとめた。不法滞在者が約三十万人に増え、そうした外国人による医療費の未払い問題が深刻化していることに配慮したものだ。患者に医療費の支払い能力がない場合、重い傷病への緊急治療に限って、国から医療機関へ

求めている。厚生省によると、外国人登録の窓口でもある市町村に申請する国民健康保険の場合、申請者が不法滞在中のどのくらいのチェックは容易だが、事業主から社会保険事務所に届け出が行われる健康保険では、雇われている外国人の滞在資格の確認は難しい。現実には、不法滞在で働いている外国人が健康

保険に入っているケースがあることは、厚生省自身も認めている。法務省入国管理局の調べによると、その不法滞在者の数は昨年五月現在で二十九万三千八百人のほり、一九九〇年からの四年間で約三倍となった。それに伴い、医療機関の未収金額も増え、全国自治体病院協議会が九百九十五の医療機関

を対象に調べたところ、九四年度には百四十五の医療機関で八百四十六件の未払いが発生し、未収金額は約一億六千万円にのぼった。母国に保険制度がなく、送金目的で働いている外国人の場合、保険料の支払いに抵抗感があるといわれる。このため、報告書は、外国語による相談窓口の設置や、保険制度をわかりやすく説明する努力を行政に求め、さらに、医療費支払いのために雇用主に出資を求める「基金」の創設なども提言している。

産衛学会検討委員会が報告書

循環器疾患の職場予防対策を提言

過労死認定の見直しも求める

日本産業衛生学会の「循環器疾患の作業関連要因検討委員会」（委員長上畑鉄之丞（国立公衆衛生院）氏以下、二〇名）が、今年の二月に、「職場の循環器疾患とその対策」と題する、全六章九六頁からなる報告書をまとめた。検討委員会は、「高血圧や虚血性心疾患の職場での予防対策を、わが国の労働実態を踏まえて提言することを目的に」、学会の有志八九名が委員会設立要望書を学会理事会に提出し、一九九二年四月学会の承認されたもの。

委員会は、①高齢化の中で成人病対策を含む積極的な労働者の健康保護が必要、②WHO、ILOなどが提唱するワーク・リレイティッド・デザインーズ（作業関連疾患）の概

念を踏まえた対応が必要、③わが国は先進工業国の中でも極端に労働時間が長く、それに関連した循環器疾患が「過労死」の労災補償として社会問題になっていくこと、などを基本認識として検討をすすめ、「国内外の労働関連性に関する文献、資料とともに、委員会の独自調査による資料も加えたうえで、これら諸課題に関する現在の到達点を紹介するとともに、予防及び労災補償に関する提言をおこなった」としている。

委員会は、一九九二年七月以降、一九九三年一月まで一一回開催された。

過労死問題の必読文書

報告書の詳細については関心のある方はぜひ一読いただくとして、ここではごく簡単に内容を紹介する。第一章「労働者の健康、とくに循環器疾患について」では、わが国の歴史的な労働負担、疲労のあり方の変化と、脳血管疾患、心疾患いわゆる循環器疾患の動向、それらの疾患の危険要因の動向について分析し、「労働関連要因も含めて、労働の職場でもその予防対策を確立することが急務である」としている。

第二章「循環器疾患と労働関連性」では、現代の過労死をめぐる職場の諸問題は概括した上で、「労働関連性」の概念と定義について述べている。

第三章「労働関連性の文献的検

「討」では、寒冷・暑熱・騒音ばく露、有害化学物質の影響、動的・静的筋労作のみならず循環反応、運転労働や夜勤・交代勤務と循環器疾患との関連、精神的ストレスの影響、関連などについて、相当数の内外の文献的検討が加えられている。

第四章「職場の循環器疾患予防」では、職場の循環器疾患管理と予防の現状を検討するとともに、発症事例を収集分析し、みられた問題点を指摘している。

第五章「循環器疾患と労災補償」では、労災（公災）認定の現状を分析し、認定基準の問題点を概括するとともに、労災（公災）認定にかかる裁決書、決定書（よって、すべて原処分は業務（公務）外）を収集し、認定に要した期間、医師の意見、過重性判断などについて検討している。また、今年二月の認定基準改訂については、「基本的に従来と変わらない」と指摘している。

職場対策と認定基準改善を

第六章「提言 労働関連性を考慮した循環器疾患の予防」で、以上の検討を受けて具体的対策を提言している。それは、

①月五〇時間以上の残業、週六〇時間以上にわたる長時間労働の原則禁止などの長時間労働の制限、夜勤労働の改善・制限、労働者の生産販売計画策定時の意志決定参加などのストレス緩和対策といった、「労働関連性を考慮した職場対策」

②健康づくりのための労働者支援プログラムを展開、健康診断での問診の充実、循環器疾患に関連すると考えられる労働従事者への健康診断の頻度、検査項目の充実といった、「労働関連性を考慮した健康づくり」

③認定基準の見直し・改善として、長期間の労働、ストレスによる疲

労蓄積、過労を誘因とした発症も業務上判断の根拠とすること、発症と「過重負荷」との時間的関連について『「発症前一週間以内に過重な業務が継続している場合」は「関連が認められる」とする部分は医学的知見に乏しいため削除すること、労働過重性の判断では、医学的知見からみて基礎疾患を有する患者はストレス耐性が低いので、基礎疾患の有無や程度を考慮するよう改善することを求めている。

④また認定業務の改善として、認定過程の民主化、安全衛生管理の不備を重要な判断材料とすることなどを求めている。

検討委員会では今回の提言を「職場や地域で労働者の健康管理に従事している保健医療関係者はもちろん、企業や労働組合、関連行政などのさまざまな立場で、労働者の権利や健康保護のために活躍する人たちに活用されることを期待している。」

前線かろ

徳島

長年の豚解体デハイダー作業で 頸部脊椎管狭窄症

全国一般徳島地本四国日ハム支部

はぎ 処理 にお いて 五人 程度 分で

日本ハム徳島工場のと畜部門で二四年間働いてきたTさん(五三才)は、一九九三年七月、

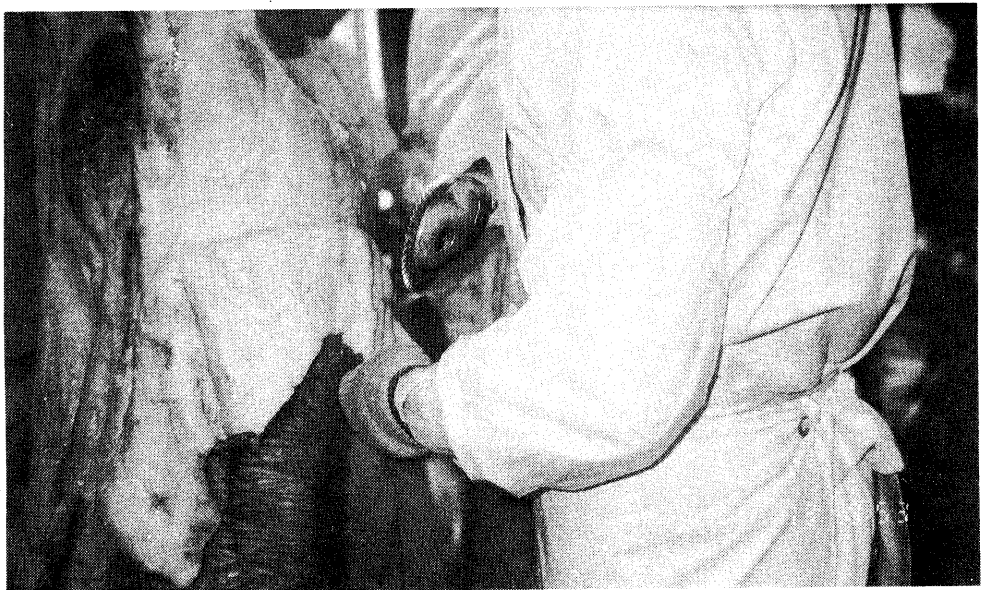
担している分量を、ほとんどTさん一人

頸部脊椎管狭窄症の手術を受け現在も休業加療中である。

Tさんは、豚の解体工程の中で、デハイダーを使用しての皮はぎ処理に一六年間ほとんど一人で従事してきた。デハイダーとは圧搾空気動力駆動のグライ

ンダー型のもので約一・三kgの重さの振動工具である。Tさんの仕事は、左手で皮を引っ張りながら右手でデハイダーを皮と肉の間に走らせて皮をむき、次の工程であるスキナー(皮はぎ機)にかけるようにするということ。デハイダーの重量、振動、左手の引っ張る力、深い前傾やひねり姿勢など、上肢、頸肩部、腰部に多大な負担がかかる作業である。

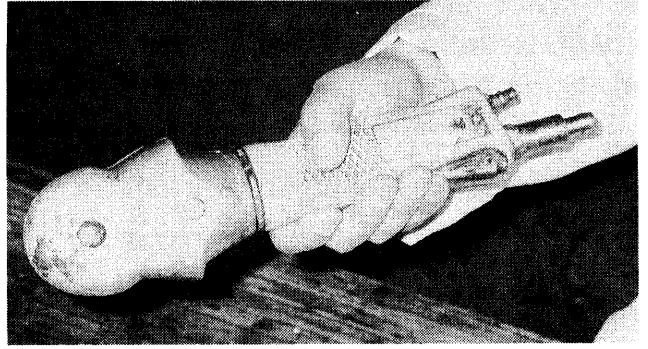
(時として二人)で行っていたことから、過重な負担となって、頸椎の変形をもたらし、今回の発症に至ったと考えられる。約一〇年前から左手のシビレ、肩のこり、頭痛に悩



モモの皮ムキ。左手で皮を引っ張りながら、右手でデハイダーを使う。



深い前傾姿勢、肩の皮ムキ。



皮ムキ用デハイダー（歯はついていない）

まされるようになったのだが、全国一安い日本ハムの解体料によって慢性的な極度の人員不足の中で作業せざる終えなかったことが、発症の根本原因だ。

Tさんは全国一般徳島地本四国日ハム支部の中心的存在として長年頑張ってきた方です。今回の労災申請については、全国一般徳島地本、また食肉市場労働組合の全国組織である全国と場・食肉市場労働組合全国

協議会が組織的に取り組んでいる。

四月二十八日、全国一般徳島地本、全国協は徳島労働基署に対して労災請求を行い、と場労働、徳島日ハムの過重労働の実態を訴えると共に早期の労災認定を強

く要請した。

安全センターは大阪南港の南港市場職組、食肉市場労組を通じて協力要請があり、労災請求に同道したが今後も全面的に協力することにしている。

東大阪

各支部で安全。パトロール実施 小さな事故も重要視

金属機械東大阪地協枚岡ブロック

金属機械東大阪地協枚岡ブロックは、五月二二日、ブロック内の五支部で安全パトロールを実施し、地方本部、地協とともに安全センターも参加した。

サクラテック（伸線）では、伸線潤滑材の石灰石鯨の飛散が激しく、換気

扇が稼働していない箇所があったこと、メッキ工程での塩酸ミストの発生（雨天時において刺激臭が発生）などが指摘された。兵田計器（温度計、圧力計製造）では、接着工程の換気、ハンダ工程のダクトの破損などが指摘された。また、東京地下鉄サリン

事件で通勤途上の東京営業所社員一名が死亡し、労災申請準備中であることが報告された。

タイヨーワイヤー（伸線）では、工場全体の整理整頓の必要性、焼鈍工程の重量物のグレーンでの

つりっぱなしなどが指摘された。

櫻井模メタリック（紡績用エキセン製造）では、典型的な騒音職場であることから、耳栓の励行が改めて指摘された。

永和工業（丁番、建築用

鋼材）では、今年度に入つてやや労災発生件数が多いことから、防止対策について安全委員会と現場との関係や事故の内容について議論が行われた。

阪神淡路大震災によつ

て破損したところもあつたが、南海大地震の可能性も指摘されており、危険箇所の子エックや緊急時対策もすすめる必要があると考えられる。

尼崎

田島診療所（尼崎市・立花） 上棟式行われる

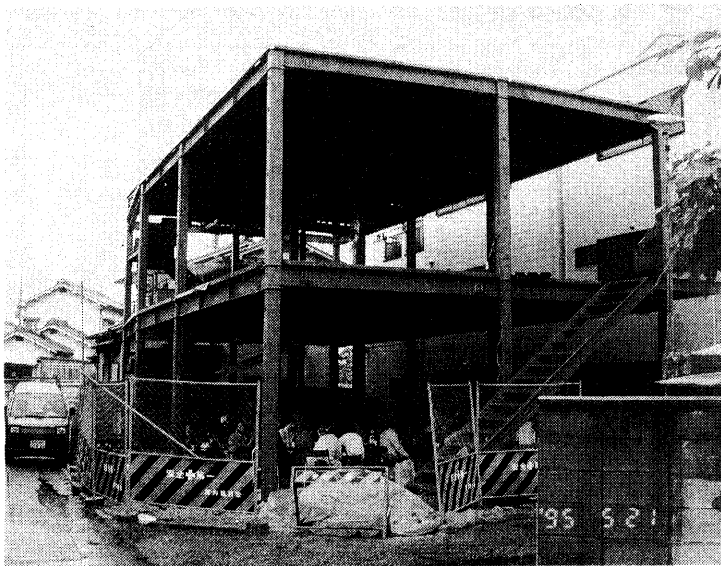
ひまわりの会

新たな労災職業病医療拠点として期待されている田島診療所の建設が進んでいる。尼崎市立花に開業する診療所は、長年労災医療に尽力されてきた整形外科医の田島隆興医師を中心に、八月開業（九月保険診療開始）を目指している。震災の影響で遅れは出たが、建

設は着実に進んでおり、五月二二日は上棟式を行った。

ただ、出資金は目標額（七千万円）にまだ到達とまではいっていないので、是非とも読者の皆さんのさらなるご協力を訴えます。

雨にも負けず、現地上棟式。



神戸港

震災復興労働災害防止に向けて 行・業参加でパト実施

全港湾関西地本労職対

五月一〇日午後、全港湾
関西地本労職対は、第八回
関西地本共同安全パトロー
ルを神戸港で実施した。当
日は、神戸市埠頭公社、兵
庫労基局・労基署、防災協
会の行政、業側も参加して
行われた。

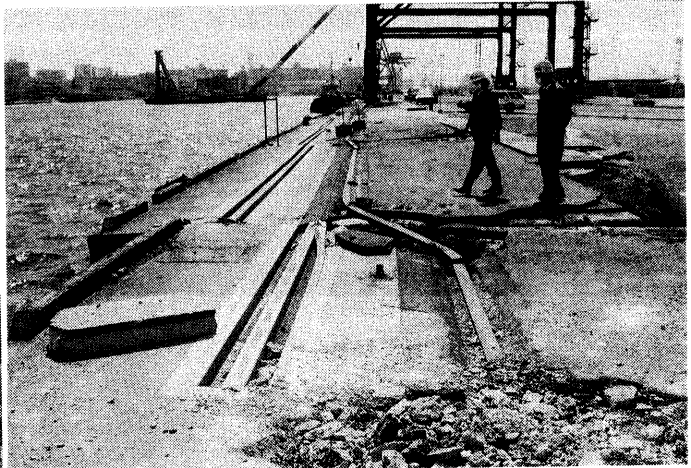
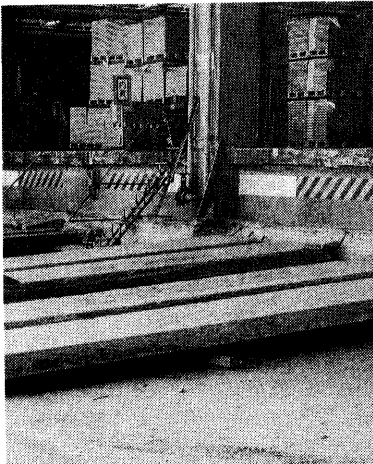
パトロールは、神和倉庫
と商船港運の二つのコンテ
ナ埠頭で行われた。震災に
よってヤード、岸壁、倉庫
と大被害を受けたが、ヤー
ドの埋め立て、ガントリー
クレーンの復旧などがすす
み、三五ある神戸港の七つ
のコンテナ埠頭が稼働をは
じめている。

視察した埠頭も被害の爪

痕を残しながらも作業を再
開しつつあるが、復興過程
における災害発生も目立つ
ようになっており、凹凸
の激しい路面、亀裂、液状
化現象土砂の粉塵など新た
な災害原因の中で、急にハ
ンドルを取られて骨折する
などの労災も発生してい
る。労働者の安全がないが
しるにならないために地本
では取り組みを強化するこ
とにしている。

施設管理・整備の責任当
局者たちも提起された問題
を持ちもちかえってよく検
討したいとのことであつ
た。

岸壁がずれて、ガントリークレーンの
レールが切断



車寄せが陥没したためコンクリート板
を敷いている

神戸港

市港灣局上屋の破損3ヶ所 七月末からアスベスト撤去 工事開始へ

全港湾関西地本

全港湾関西地本は、神戸港にある市港灣局の上屋で使用されている石綿（アスベスト）の地震による被害状況について、市港灣局に対して申し入れを行い、五月二五日、市港灣局の調査結果と今後の対応について説明を受けた。

一九八七年の時点の調査では、一二の上屋に吹き付けアスベストがみつきり、その後取り壊された一上屋を除いて、すべて囲い込み工事が実施されていた。今回説明によると、十一上屋について調査したところ、三上屋について被害がみつきり、うち一上屋につ

いては上屋自体を解体、残り二上屋については、囲い込み用の亜鉛鉄板に破損がみられることから、アスベストを撤去することにしたということである。

工事は、マニュアル、神戸市の指針に基づいて実施し、労基署にも届け出を行うこととしている。

全港湾からは、工事中の関係労働者への周知及び工事労働者の防護について施工主として工事監理をきちんと行うよう要請し、了解された。

入札作業を進め、七月末から工事開始予定である。アスベストの危険性に配慮

しない解体・補修工事が多々みられる状況の中で神戸市の適切な工事実施が求められているといえる。

大阪 4人が和解解決

大阪トンネルじん肺訴訟

昭和二〇から四〇年代にトンネル掘削作業に従事したことが原因となり、重症のじん肺になった被災者五人について、当時工事を施工した建設会社七社の責任をめぐって争われていた大阪トンネルじん肺訴訟（大阪地裁第十五民事部、下方元子裁判長）で、原告のうち村上仁三男さん、水口守さんの二人について和解が成立した。

和解内容は、村上さんが奥村組、鉄建建設、梅林建設、松本建設の四社、水口

さんが鉄建建設、間組、鹿島建設の三社が、それぞれ施工したトンネル工事従事期間の長さに応じて賠償額を分担して支払うという方法をとり、総額は千百万円というもの。なお、二人はともにじん肺管理区分三〇の決定を受けている。

これですでに昨年十二月、今年三月に和解が成立した二人とあわせ四人について和解解決したことになる。しかし、昭和五一年時点で旧じん肺法により管理四の決定を受け、療養を続

けている原告三木明一さんについては、消滅時効の問題が残るため、訴訟は継続されることになる。

三木さんについては、五年の療養開始時には管理四といつても、その後症状の進展をみており、訴訟提起時にはレントゲン写真でも大陰影が見られるなど客観的に明らかといえよう。そうすると当然管理四の決定があつた時と損害の内容は明らかでないがあるのであり、この責任を時効により退けるというのであれば明らかに不当といわねばならない。今後の法廷が注目される。

京都 四年目の 労災隠し発覚

イラン人労働者の労災事故

イラン人労働者のLさんは、九一年の秋に観光ビザで入国、京都市内の工場で働きだした。しかし、仕事を始めて二週間目だったころ機械で両手の示指、中指、環指の先を切断するといふ事故にあつた。近くの病院に連れていかれ、翌年五月まで通院したという。

ところが、会社側は治療費は実費で病院に支払つたものの、休業補償は働いていた二週間の賃金を含めた最初の一カ月分を支払つたのみで、症状固定となつた翌年五月には、無理をして働いていたにもかかわらず、解雇されたという。労

災保険の手続きはせず、もちろん障害補償も受け取っていない。

Lさんは、労災保険の給付を受けた友人に話を聞き、安全センターに相談を持ちかけたものである。事故発生が九一年で症状固定が九二年五月であることから、労災保険の休業、療養

の各給付は二年の時効にかかるとなるが、障害補償の五年にはかからないので、直ちに障害補償の請求を所轄の労基署にすることを勧め、支援を京都ユニオンのお願いした。

またLさんは、いわゆる人夫出しの仲介で就労しており、切り捨てられた外国人労働者の典型といえよう。権利が損なわれたままの外国人労働者は、まだまだいる。

名古屋 日系ペルー人の労災事故 労災隠しで 不当な補償内容

日系ペルー人労働者一さんは、両親と妹二人の一家五人で来日、今年2月より

名古屋市の電器部品製造工場に働いていたが、働きはじめに五日目の作業中に指

が機械に巻き込まれて四指を負傷、以後療養していた。しかし、会社は労災保険の扱いとされていなかったため、安全センターに相談を持ちかけた。

症状からみて労災保険であれば障害等級第九級の障害が残ることが予想され、賃金明細等から休業補償給付の額についても、会社側の支払いが不当に低いことが明らかであったため会社側に連絡、労災保険の扱いとするよう善処を求め、所轄の労基署にも連絡をとった。

その結果会社側は、誤った措置であることを認め、労基署へ自ら報告、労災保険の請求に協力することになった。

また、いさん一家を含む同工場の日系ペルー人は、

人材派遣と称した会社の従業員の状態をとってあり、この面でも問題があった。形式上は構内下請の形をとり、派遣会社の労災保険を適用することになったが、

もともと事業者にそうした労働契約に伴う責任関係の自覚がないことが問題の原因といえるだろう。そして労働契約関係の矛盾の割合を食うのは、労働者自身とな

大阪 課題山積 ネパールの労働現場

ネパール人労組活動家と交流

ネパール労働組合総連合（GEFONTE）の活動

家、スジータさんが五月八日にセンターを訪問、日本の労働安全衛生運動や外国人労働者問題などを中心に交流した。スジータさんは現在、香港のNGOに派遣されて研修中だが、もともと医療労働者で、ネパールの労働者の健康を守る運動

を進めたいと考えていること。

ネパールでは、産業労働者の割合は多くないが、煉瓦工場、セメント工場のじん肺問題など、課題は山積しているとのこと。また、やはり最も重要なのは労働者教育の事業であり、この面での活動を進めるために協力を得たいとしている。

る。今後、何らかの対策が必要とされるところである。

さらに、日本にネパール人が入国して働いているケースが少なくなく、その権利擁護の取り組みの必要性も強調された。

これを期に、センターとしては同国の労働安全衛生運動とでもできる限りの協力をしてゆきたいと考えている。

四月の新聞記事から

四・一 阪神大震災で不通だったJR東海道線住吉―灘間が始発より開通した。震災から七五日目。

四・六 環境庁が発表した被災地の第二次大気環境モニタリング調査結果によると、アスベストは依然として大都市の全国平均より高い値を示し、廃棄物の野焼き場所周辺では微量のダイオキシンを検出した。

四・七 政府は元従軍慰安婦に見舞金を支給する「女性のためのアジア平和友好基金」設立の基本構想を発表した。年内にも支給を実現したい考えで、基金の目標額は二〇億円程度。政府は「政府間、国家間の戦後補償は解決済み」との見解を改めて強調。

四・九 第二三回統一地方選挙投票日、大阪府知事選では横山ノック氏、東京都知事選で青島幸男氏が他候補者を大差で破って当選。

四・一四 労働省は地下鉄サリン事件で女性団体職員Aさん(二二)を通勤災害と認定し、治療費の支給を決定した。この事件での労災認定はこれが初めて。一二日までに全部で四五件の労災申請が出されている。

四・一七 阪神大震災の避難所となっている神戸市兵庫区の小学校教頭(四七)が急性心筋梗塞で死亡した。震災後、ほとんど休みも取らずに泊まり勤務などもしていた。市教育委員会は過労死の可能性ありと見て調査を始めた。

四・一九 横浜駅構内で午後零時五五分頃薬物がまかれ、三〇〇人以上の被害がでた。

「サリンなどによる人身被害の防止に関する法律」案が国会提出され成立後二二日施行される。

四・二三 オウム真理教東京総本部前で教団幹部の村井秀夫氏(三六)が報道陣らの目の前で腹部などを包丁で刺され翌二四日未明死亡した。

四・二五 フランスから返還された高レベル放射性廃棄物を積んだ「パシフィック・ピントール」号の入港を青森県知事が一時拒否。夕方、「青森を最終処分地としない」という科学技術庁田中真紀子長官名の確約文書で同意し、接岸を許可した。ピントール号は一日遅れて翌朝ハケ所村のおつ小川原港に入港した。

関西労災職業病 定期購読について

「関西労災職業病」は、毎月1回の発行で、頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合は、住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書等でお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 00960-7-315742 ◆大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284
〒540 大阪市中央区森ノ宮中央1丁目10番16号601号室 ☎06-943-1527 FAX. 06-943-1528

関西労働者安全センター

頒 価	1部 200円
年間定期購読料 (送料込み)	1部 3000円
	2部 4800円
	3部以上は、1部につき2400円増
会員購読料	当安全センター会員(会費1口1000円/月)へは、 1部無料配付。2部以上は1部150円増。

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式
会社

国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL. 06 (551) 6854 FAX. 06 (551) 1259